

Q & A

(災害補償課)

Q

消防団員がファーストレスポンドーとなる場合について

救急隊が到着するまでに時間を要するとき、現場付近に居住する消防団員に救急隊員が現場に急行するよう電話等で要請し、急行した当該消防団員が電話等で口頭指導を受けながらファーストレスポンドーとして応急手当に従事する体制づくりを検討しています。この従事中に当該消防団員が負傷した場合、公務災害補償の適用対象となりますか。

A

消防団員は消防職員ではないため、原則、消防法第2条第9項に規定する救急業務を行うことはできないとされています。一方、消防団員としてではなく、民間人として救急業務に協力することについては、差し支えないと解されています。

したがって、ご質問の件に関しては、消防法第35条の10第1項に規定する救急業務協力者に該当する可能性はあるので、個別具体的に見て、同条の適用可否を判断することとなります。

○ 消防法(昭和23年法律第186号)

第2条 この法律の用語は左の例による。

9 救急業務とは、災害により生じた事故若しくは屋外若しくは公衆の出入する場所において生じた事故(以下この項において「災害による事故等」という。)又は政令で定める場合における災害による事故等に準ずる事故その他の事由で政令で定めるものによる傷病者のうち、医療機関その他の場所へ緊急に搬送する必要があるものを、救急隊によって、医療機関(厚生労働省令で定める医療機関をいう。第7章の2において同じ。)その他の場所に搬送すること(傷病者が医師の管理下に置かれるまでの間において、緊急やむを得ないものとして、応急の手当を行うことを含む。)をいう。

第35条の10 救急隊員は、緊急の必要があるときは、傷病者の発生した現場付近に在る者に対し、救急業務に協力することを求めることができる。